

團藤重光の人権思想研究

— 死刑・終身刑・無期刑をテーマにした法教育の試み —

(2017年度 龍谷大学人権問題研究委員会 研究プロジェクト)

はじめに

本プロジェクトは、2016年度の同プロジェクト「團藤重光の人権思想研究—人権教育における展開を目指して—」を受け継ぐ形で、『死刑廃止論』などで著名な團藤重光の人権思想を踏まえながら、死刑や終身刑などを素材にした人権教育の教材研究を実施することを目的としたものである。

まず、調査ユニットを中心にして研究活動を行い、團藤の死刑や終身刑に関する人権論としての構造を明らかにするところから始めた。それに際して、團藤が人権思想を確立するにあたって大きな影響を受けたと思われる行刑思想家(月形潔、原胤昭、留岡幸助など)についても考察することとした。その後、教材ユニットを中心にした教材作成へと移った。まず、試作した教材を用いて、龍谷大学(法学部)・舞鶴工業高等専門学校・帯広畜産大学(畜産学部・獣医学部)において、上記テーマに関する授業を行い、それぞれの結果を踏まえて分析・検討を重ねた上で教材の内容を確定させた。

ところで、本プロジェクトの目的は如上の通りであるが、その先には今後、広く人権教育に資することが望まれている。このことから、教材と合わせて、これを広く利用できるための教員用のマニュアルのようなものを作成することとし、これらを以て報告書に代えることを選択した。すなわち、敢えて一般的な報告書の形態に拘ることなく、実際に実験授業で用いた教材を基に作成された資料及びそこにコメントを付したものに大半の紙幅を割くこととした。

第一部は龍谷大学法学部、第二部は舞鶴高専・帯広畜産大学でそれぞれ行った授業を基にしており、前者は大学の法学部の一年生、後者はそれ以外の学生(ほぼ同学年相当)を対象とする内容となっている。かような構成としたことは、本報告書が法学部のみならず様々な教育現場において人権教育に活用されることへの強い期待の表れであることを付言する。

組織

氏名	所属・職名	現在の専門	役割分担
畠山 亮	龍谷大学法学部教授	法史学	研究代表者・全体統括
出口 雄一	桐蔭横浜大学 法学部教授	法史学	調査ユニット
福島 至	龍谷大学法学部教授	刑事法学	調査ユニット
村井 敏邦	龍谷大学名誉教授	刑事法学	調査ユニット

氏名	所属・職名	現在の専門	役割分担
岡崎 まゆみ	帯広畜産大学講師	法史学	教材ユニット
古川原 明子	龍谷大学法学部准教授	刑事法学	教材ユニット
児玉 圭司	舞鶴工業高等専門学校 准教授	法史学	教材ユニット
斎藤 司	龍谷大学法学部教授	刑事法学	教材ユニット

活動記録(主要なもの)

2017年4月23日	第20回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学
2017年6月18日	第21回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学
2017年8月20日～25日	樺戸監獄・北海道家庭学校等巡見	
2017年9月24日	第22回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学
2017年10月25日	授業Ⅰ(斎藤司教授)	龍谷大学
2017年11月26日	第23回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学
2017年12月15日	授業Ⅱ(児玉圭司准教授)	舞鶴工業高等専門学校
2018年1月6日	第24回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学
2018年1月18日	授業Ⅲ(岡崎まゆみ講師)	帯広畜産大学
2018年3月25日	第25回團藤重光研究プロジェクト研究会	龍谷大学



スライド

1

解説

I. 法学部における「死刑」というテーマ

- ①「死刑」というテーマの重要性
 - ・被害者や加害者の「生命」、「刑罰」の意味など、さまざまな重要な問題が関連する
 - ・「死刑存廃」の立場の違いが明確で、議論しやすい
- ②演習などでも、議論・報告などの典型的テーマ
 - ・もっとも…
 - ・価値観の違いなどで感情論になりやすい
 - ・水掛け論になりやすい
 - ・1つの見解の根拠を一方的に述べるだけの報告が多い

- ③今日の目的
 - ・「死刑」について、さまざまな見解を可視化・共有する。これにより、1つの問題について「客観的に」思考する。
 - ・1つの見解に触れて、「あえて」批判することの実践。

- ①本ページでは、「死刑」というテーマを扱う本講義の目的を説明するものである。
- ②第1の目的は、高校までの講義との違いに気づくことである。大学の講義では、答えを覚えることに重点があるわけではなく、解答を導く思考力・思考方法の習得も重要となることを感じさせる。
- ③第2の目的は、「死刑」というテーマを通じて、複数の異なる見解・根拠を理解した上で、批判的考察も交えながら自身の考えをより良いものにする姿勢を身につけることである。
- ④そのために、複数の見解を可視化・共有し、あえての批判を踏まえながら「客観的に」思考することの実践も目的として提示している。

2

II. 日本における死刑制度の現状

1. 死刑に関する「法」

- ①**刑罰の種類**→刑法9条「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする」
- ②**死刑の執行方法**→刑法11条「①死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。②死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。」
- ③**死刑執行命令**→刑事訴訟法475条「①死刑の執行は、法務大臣の命令による。②前項の命令は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならない。…」

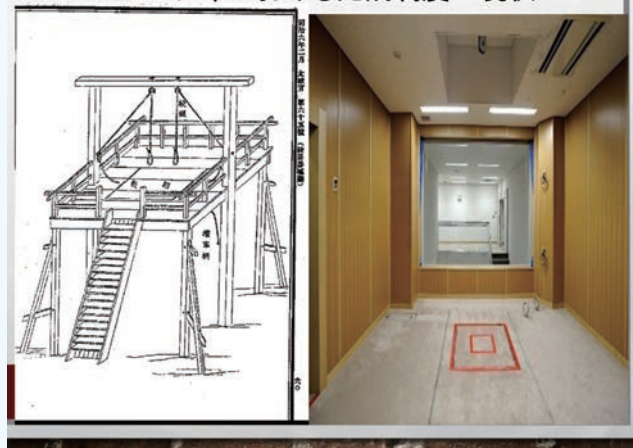
2. 死刑執行に関する「法?」

太政官布告第65号(明治6年)「凡絞刑ヲ行フニハ先ツ両手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ次ニ両足ヲ縛シ次ニ絞縄ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ当ラシメ縄ヲ穿ツトコロノ鉄環ヲ頂後ニ及ホシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離ル凡一尺空ニ懸ル凡二分時死相ヲ驗シテ解下ス」

- ①本ページでは、死刑や刑罰に関する法の客観的情報を提示している。法学部の学生向けであることも意識して、刑罰や死刑の執行方法・手続にも複数の条文が存在することを提示している。そのうえで、常に根拠条文を探し見ることが伝えることを目的としている。
 - ②さらに、死刑執行については、太政官布告65号という非常に古い規定が根拠となることも、学生の関心を引くことを目的として提示している。
- ＊参考＊
死刑の執行までの平均期間の長さ
(平成19年以降で平均5年)

3

II. 日本における死刑制度の現状



- ①本ページの目的は、太政官布告などに基づく死刑執行方法を可視化することにより、学生により分かりやすく伝え、その関心をより強く引くことを目的とする。スライドの両写真だけでなく、死刑執行のながれに関する動画も流している。

スライド

4

解説

II. 日本における死刑制度の現状

3. 裁判員裁判の対象事件→**重大事件**

- ・死刑が想定される事件は、裁判員裁判の対象事件
- ・**18歳以上の少年**については、裁判員裁判での死刑判決もあり得る(少年法51条1項)

4. 死刑をめぐる典型的な「問題点」

①死刑「存廃」論

- ・死刑は憲法に反するか(主に「残虐な刑罰」を禁止する憲法36条などとの関係)
- ・憲法論以外の、死刑存廃論(様々な根拠)

②死刑の存在を前提とした、死刑を科す判断基準

- ・一番厳しい刑罰は死刑。次が無期懲役(仮釈放あり)→どちらの刑罰が妥当かという選択は非常に困難(判断の基準は法律にない)→永山基準(最高裁判例)
- ・特に裁判員による判断は、困難ではないか

- ①本ページは、死刑制度と死刑に関する議論の状況を簡単に整理したものである。
- ②第1の目的は、学生もなりうる裁判員が、死刑の判決を行う可能性を提示することにより、学生の関心を引くことにある。
- ③第2の目的は、少年も死刑判決の対象となりうることを示すことにより、近い世代の学生の関心を引くことにある。
- ④第3の目的は、死刑の議論状況を若干整理することで、死刑についても複数の切り口があることを示すことにある。そのうえで、本講義では、「①死刑存廃論」について、憲法以外の根拠に関するものであることを伝えている。

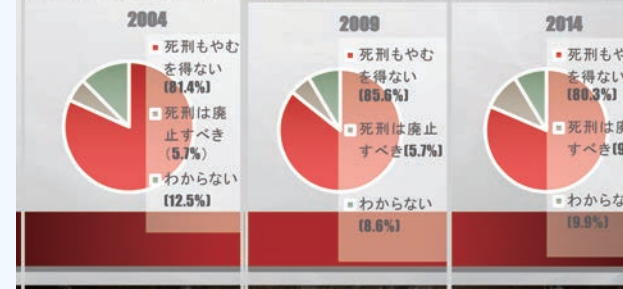
5

III. 死刑の存廃について「考える」ということ

1. 死刑の運用に関する統計(政府統計e-Statをベースに作成)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
死刑確定者数(年末)	138名	130名	127名	126名	128名
死刑執行者数	7名	8名	3名	3名	3名

2. 死刑に対する世論——内閣府による世論調査をベースに作成



- ①本ページは、死刑に関する統計とその検索方法を伝えている。死刑に関する現状と死刑に対する意見の状況が提示される。
 - ②世論は死刑については「やむを得ない」が大多数である。しかし、そのアンケート方法には疑問が提示されていることなどにもふれ、さらに国民の大多数が賛成だからといって死刑はやむを得ないと考えるのは妥当ではないことを伝える。
- ※時間に余裕があれば、死刑確定者の処遇や収容先(拘置所)などについても伝える。

6

III. 死刑の存廃について「考える」ということ

一方の見解の根拠を並べるだけでなく、両者の根拠を検討する。それを踏まえて、さらに検討することが重要。『正しい答えは1?ではなく、『なぜ正しいか?』

死刑存置論	死刑廃止論
それぞれの根拠に対する批判や再反論の蓄積	
死刑は存置すべき	死刑は廃止すべき
根拠1	根拠1
根拠2	根拠2
根拠3	根拠3

- ①本ページは、死刑など、特定のテーマについて「考えること」を可視化したものである。
- ②それぞれの主張の結論ではなく、根拠に注目することを強調している。
- ③意見を主張する際には、根拠が重要であること、批判や再反論の際にも根拠に注目することが重要であること、これまでの議論を見る際にも根拠に注目することが重要であると伝えている。

各グループで、
以下のことについて話し合い、
配布した用紙に記入してください。

①死刑存置論を支える根拠を、
考え付く限り、挙げてください。

②死刑廃止論を支える根拠を、
考え付く限り、挙げてください。

- ①本ページは、学生に対してグループ活動の課題を提示するものである。
- ②6名程度のグループに分かれ、死刑存置・廃止の両者の立場から「根拠」を提示すること、それぞれの根拠についてグループごとに話し合うことを課題としている。
- ③上級生などの巡回やアドバイスがあれば、なおよいと思われる。
- ④一定時間の経過後、各グループにそれぞれ共有できた根拠を発表してもらい、それを全員が見ることのできる黒板等に記録し、全員で共有していく。
- ⑤時間がある場合は、各グループに、各根拠に対する意見・批判を提示してもらうとよりよいと思われる。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる

死刑存廃に関する論拠について、さらに検討してみる。
→主要な死刑廃止論：團藤重光の死刑廃止論



團藤重光(1913-2012)
1937年東京帝国大学
助教授
1947年同教授
1974-1983年最高裁判事

・主な著書として、『刑法綱要総論』『刑法綱要各論』(創文社、1990年)、『新刑事訴訟法綱要』(創文社、1967年)、
『死刑廃止論(第6版)』(有斐閣、2000年)
・日本の刑法理論・刑訴法理論の基盤を構築。

- ①本ページは、死刑に関する根拠を整理し、検討する題材として、團藤重光氏の見解を提示するものである。
- ②團藤理論は、死刑存廃に関する重要・必読文献である。その文献における情報の読み解き・整理方法、そして、そのような文献でも、批判可能であることをこれから述べていくと説明する。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる一きっかけとなる体験

「…純理論的にも、死刑には初めから根本的に疑問を持ち、廃止論に傾いておりました。しかし、告白しますと、私にとってはっきりと廃止論に踏み切るべき問題があまりに重大かつ深刻で、長いこと慎重な態度を取り続けていたのです。…私が積極的な廃止論者になったのは、最高裁判所に入って、実際に死刑事件を担当するようになってからです。」4頁

「最大の理由は、今まではいわば理論の問題として頭で考えていたことを、今度は実際の生の事件について身をもって心で痛切に感じるようになったことです。いうまでもなく、裁判官にとって事実認定がいちばん大事なことです。このことは、私も、理屈の上では、裁判官になる前も十分に承知していたつもりでしたが、いよいよ裁判官になって、本当の事件にぶつかってみると、まさしく真剣勝負とよりほか言いがたいのです。まして死刑事件になると、いまさらながら事実認定の重大さに打ちひしがれる思いでした。死刑廃止の気持ちが決定的になったのは、何よりもまず、そういうところから来ているのです。」5頁

- ①本ページは、團藤死刑廃止論の一部である。表題は、整理した際のラベルである。本の情報はラベリングしながら整理することも重要であると説明する。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる一根本論①

「もちろん、事案としては、ずいぶん犯行が残酷で情状としても同情の余地のない事件がありますので、国民一般の感情や被害者の立場を同時に考えないでは、正しい裁判はできないと思います。裁判というのは、正義を与えることですから、被害者やその遺族の立場を抜きにして判断することはできません。しかし、それと同時に、死刑判決の場合には、**くいま新しく被告人の生命を法の名において奪うことが本当に正義の要請だといえるのだろうか**という根本的な疑問が湧いてくるのを、如何ともすることができません。法は、世の中にそのあるべき姿を示すのでなければなりません。国民に対して生命の尊重を求めながら、**法が自ら人の生命を奪うのを認めるということでは、世の中に対する示しが見つからないのではないのでしょうか**。…これは誤判の問題を抜きにしても湧いてくる根本的な疑問ですが、まして誤判の懸念が最後まで付きまとうので、悩みは一層深刻になるわけです。」5頁以下

- ①本ページは、團藤死刑廃止論の第1の根本論を紹介するものである。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる一根本論②

「私は、**個々の事件について死刑が相当かという問題と、死刑制度そのものの存廃とは次元が違うと思うのです**。個々の事件に関するかぎり、私自身にしても、事件によっては、事実認定にまったく疑問を容れる余地がなく、犯行の残酷さを考える素朴な人間的感情から言って死刑が当然だと思うことがないわけではありません。しかし、そのことと死刑制度そのものの存廃のこととは問題が違います。**すべて、制度というものは、その運用を離れては存在しませんから、死刑制度にしても、どうしても誤判の問題に行き当たらずを得ないのです**」6頁

・ここまでのまとめ
①團藤理論の根拠1：法において、人の生命の尊重を要求しながら、死刑を科すことが許されるか。
②團藤理論の根拠2：死刑が相当という事件はある。しかし、死刑制度そのものについては、誤判の可能性が常に存在することが重要。

- ①本ページは、團藤死刑廃止論の第2の根本論と根本論①②のまとめを提示するものである。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる一理論と体験

「**死刑事件では、事実認定の関係で、特別にむずかしい問題にぶつかります**。普通の事件では、合理的疑いがあれば無罪、合理的疑いを超える心証が取れば有罪、というのが刑事裁判の大原則です。ところが、死刑事件については、それでいくとどうなるか。私は最高裁判所に在職中に、記録をいくら読んでも、合理的な疑いの余地があるとまでどういえない。しかし絶対に間違いがないかという、一抹の不安がどうしても拭い切れない、そういう事件にぶつかりました」8頁
「いよいよ宣告の日になって、裁判長が上告棄却の判決を言い渡しました。**ところが、我々が退廷する時に、傍聴席にいた被告人の家族とおぼしき人たちが「人殺しっ」という罵声を背後から浴びせかけられました**。裁判官は、傍聴席からの悪罵くらいでショックを受けるようではだめですが、この場合は、今申したような特異な事情でしたので、これには私の心をえぐられるような痛烈な打撃を受けたのです。その声は今でも耳の底に焼き付いたように残っていて忘れることができません。」9頁

- ①本ページは、團藤死刑廃止論が、理屈にとどまるものではなく、裁判官としての体験とも結びつけられていることを提示するものである。

IV. 團藤死刑廃止論にふれる一死刑と「応報」

「人の生命を奪った者は刑罰として生命を奪われるのが当然ではないか、という議論について、もう少し考えてみましょう。」
「なるほど、被害者側の感情を満足させることは、それじたいとして、正義の要請に違いありません。しかし、無実の者が処刑されるということは、そんなことはまるで釣り合いが取れないくらい大きな不正義であります。たとい、わずかの可能性があるにしても、無実の者が処刑されるという「犠牲」において、被害者側の感情を満足させることは、正義の見地から言っても、とうてい許されることではありません。このように、法や裁判の本質である正義の見地から言っても、私は絶対に死刑制度というものには置いておくべきではないと思うのです。被害者の保護・補償は別の形で考えられるべきことです。」12頁

・誤判の可能性がある以上、死刑制度は常に「無実の者の処刑」という「犠牲」が付きまとう。
・その犠牲において、被害者側の感情を満足させることは許されない。

- ①本ページは、團藤死刑廃止論のうち、応報や被害者感情との関係について言及している部分を提示するものである。応報や被害者感情は、むしろ死刑賛成論でよく用いられる根拠である。
- ②そのことも踏まえ、團藤死刑廃止論は、異なる用い方をしていることも説明し、学生にさまざまな根拠の用い方があることを示すことも目的である。

V. 團藤理論を検討・批判してみる

- ①團藤理論の骨子1:法において、**人の生命の尊重を要求しながら、死刑を科すことは許されるか。**
- ②團藤理論の骨子2:死刑が相当という事件はある。しかし、死刑制度そのものについては、**誤判の可能性が常に存在すること**が重要である。
- ③團藤理論の骨子3:**誤判の可能性が存在する以上、死刑制度は、無実の者の生命を奪うという「犠牲」と直結する。その犠牲において、被害者の感情を満足させることは、「不正義」である。**

- ①死刑確定後、再審で無罪となった事件(4大死刑えん罪事件:免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件)
- ②近年:東電女子社員殺害事件(無罪となる証拠隠し)、袴田事件(証拠ねつ造?)、足利事件(DNA鑑定)など
→飯塚事件(足利事件と同じDNA鑑定、しかし死刑執行)

- ①本ページは、團藤死刑廃止論の骨子を提示するものである。文章のママでは、学生に伝わりにくい点もあるため、要約している。そのうえで、それぞれの根拠に対する批判を考えてもらう。
- ②團藤死刑廃止論は、誤判の危険を最大の根拠としている。そのため、日本における具体的なえん罪事件も簡単に説明する必要がある。四大死刑事件や飯塚事件は重要な例である。適宜、事件などを補充・整理する必要もあるだろう。

V. 團藤理論を検討・批判してみる

「確かに、團藤理論にも、賛成すべき点はありそうだが…。」
しかし、…

- ①團藤理論を読んで、納得するだけで終わってはいけない(その前に、「難しい」「わかりにくい」で諦めない)。
- ②團藤理論について、「主体的に」悩み考え、批判する必要がある→**「あえて」批判すると?**
- ③批判のポイント:根拠と主張が繋がっていない。団藤理論の方がより「不正義」である。主張される「不正義」を防ぐことは可能である。
- ④1つの見解のよい部分を活かし、さらに批判を行いながら、よりよい見解を模索することが重要

- ①本ページは、批判的な検討の重要性と方法を提示するものである。そのうえで、團藤死刑廃止論の各根拠について、批判を考えてもらう。
- ②この場合も、グループで議論してもらい、批判を発表してもらって、共有することが望ましい。

V. 團藤理論を検討・批判してみる

- ①誤判は死刑に限って問題となるか?→**刑罰廃止論?**
- ②誤判を最大限防ぐことができるなら、死刑は許される?
・裁判員制度も含め、死刑を言い渡す場合、誤判がないように判決し、裁判員も**「納得して」判決することが必要**
- ③アメリカでは死刑判決がありうる事件では、特別な手続保障が必要(**スーパー・デュープロセス**)とされる
→憲法31条(適正手続)を通常以上に保障
※「スーパー・デュープロセス」の具体的内容
・死刑の判断には、**陪審員の全員一致が必要**
・**複数人の弁護人**をつけること
・最高裁までの手続を必ず行うこと

- ①議論とは、1つの議論を批判し、消し去ることではない
- ②議論とは、様々な見解を踏まえて、よりよい見解に到達すること
- ③単に、特定の見解や文献を写して、報告するだけでは不十分
・根拠に着目して、根拠を批判し、根拠を踏まえて主張する

- ①本ページは、批判の具体例と方法を示すものである。
- ②それと同時に、最近の死刑廃止論についても、若干ながら触れてもらう。

最後に

- ①今日の講義を受けて、アンケートにお答えください。
- ②「答えを暗記する」だけが学びではありません。
答えを出すための根拠や論理を、悩みながら考えることが重要です。
- ③今日の講義で、そのことが少しでも伝われば、うれしいです!

みなさん、おつかれさまでした!

今日の内容との関係で読んでおくべき本

- ①團藤重光『死刑廃止論 第6版』(有斐閣、2000年)
- ②村井敏邦『裁判員のための刑事法ガイド』(法律文化社、2008年)
- ③コリン・P・A・ジョーンズ『アメリカ人弁護士が見た裁判員』(平凡社、2008年)
- ④福井厚編『死刑と向き合う裁判員のために』(現代人文社、2011年)
- ⑤木村草太『憲法の創造力』(NHK出版、2013年)
- ⑥井田良=太田達也『いま死刑制度を考える』(慶應義塾大学出版会、2014年)
- ⑦「特集 死刑の論点」法学セミナー732号(2016年)
- ⑧菊田幸一『Q&A日本と政界の死刑問題』(明石書店、2016年)

- ①初学者に対する講義の際には、読んでおくべき入門書を紹介することも重要と思われる。

死刑制度存廃に関する意見・アンケート

(龍谷大学法学部「法政入門演習」合同授業)

2017 年 10 月 25 日実施

1. 今回の講義を受ける前の、死刑存廃に関する自身の見解を選択してください(1つのみ)。

- ①死刑は廃止すべきである
- ②死刑制度の存続はやむをえない
- ③わからない・一概に言えない

2. 「1.」の回答の根拠を少なくとも1つ挙げてください。

3. 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか。それとも、状況が変われば、将来的に死刑は廃止してもよいと思いますか(1つのみ)。

- ①将来も死刑を廃止しない
- ②状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい
- ③わからない

4. 現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所には入らなければならない「無期懲役」ですが、仮釈放される可能性があります。仮釈放される可能性がない、いわゆる「終身刑」は、現在の日本にはありません。もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか(1つのみ)。

- ①死刑を廃止する方がよい
- ②死刑を廃止しない方がよい
- ③わからない・一概には言えない

5. 團藤重光理論について選択してください(1つのみ)。

- ①全面的に賛同する
- ②部分的には賛同する
- ③まったく賛同できない
- ④よくわからない

6. あなたが裁判員として関与した事件は、あなたが個人的に量刑として死刑はやむを得ないと考えるものでした。その場合、判決を決める場(評議・評決)で、どう行動しますか(1つのみ)。

- ①死刑意見を積極的に表明する
- ②制度である以上仕方ないので死刑に賛成する
- ③死刑には反対する
- ④まずは死刑自体には慎重な意見を示し、その後は結論に従う
- ⑤わからない

7. 講義を通じて死刑制度に対するイメージが変わりましたか？(選択)

- ①変わった
- ②変わらない

8. 講義を受けた後の、死刑存廃に関する自身の見解を選択してください(1つのみ)。

- ①死刑は廃止すべきである
- ②死刑制度の存続はやむをえない
- ③わからない・一概に言えない

9. 「8.」の選択をした理由を簡潔でもいいので述べてください。

死刑存廃に関する作業シート

1. 死刑を存置すべき理由を考え付く限り挙げてみよう。

「死刑は存置すべきである。なぜなら・・・」

2. 死刑を廃止すべき理由を考え付く限り挙げてみよう。

「死刑は廃止すべきである。なぜなら・・・」

龍谷大学での講義内容とその分析

Ryukoku University

1. 講義の目的と内容

龍谷大学では、2017 年 10 月 25 日(水) 10 時 45 分から 90 分間、法学部 1 年生 65 名を対象に『「死刑存廃論」を『考える』——團藤重光理論とその検討』とする講義を行った。

本講義の目的は、法学部ではポピュラーなテーマである「死刑」問題を題材として、①大学の学びにおいては、答えを覚えるのではなく、自身の見解・解答を導く思考力・思考方法の取得が重要であること、そのために、②複数の異なる意見・根拠を理解した上で批判的考察も交えながら自身の考えを検討・明示することが重要であること、③その方法として、團藤重光理論なども交えて複数の見解を可視化・共有し、あえて批判することを踏まえながら「客観的に」思考することを実践することにある。

本講義の具体的内容は、(a) 死刑とその議論に関する現状の確認(日本における死刑制度の現状について条文や映像を踏まえた確認、死刑存廃に関する議論と問題点を把握すること)によって、議論に最低限必要な基盤を提供すること、(b) グループに分かれて、グループごとに自身の見解を表明し、これを文字化して全員で可視化・共有することによって、死刑存廃に関する様々な見解に触れ考える機会の提供、そして、(c) 死刑廃止論の第一人者である團藤重光博士の見解を紹介し、これを全員で共有したうえで、これをあえて批判する方法を実践すること(あえて批判することの実践と正解のみを求めない思考方法の提示と実践)に分けられる。

なお、本講義を行うにあたっては、講義開始前後に死刑存廃に関するアンケートを行い、学生の反応を確認した。以下、その分析を示す。

2. アンケート分析

(1) 学生の死刑存廃に関する見解の変化

講義開始前の見解としては、「死刑は廃止すべきである」とするのが 20 名(30.8%)で、「死刑制度の存続もやむをえない」が 31 名(47.7%)、そして「わからない・一概に言えない」が 14 名(21.5%)であった(回答は1つのみ)。「やむを得ない」の主な理由としては、「応報の観点からやむを得ない」、「犯罪の抑止力」、「被害者遺族の感情」、そして「再犯の可能性が高い」などがあげられる。「廃止すべき」の主な理由としては、「冤罪の可能性」、「抑止力があるとはいえない」、「不当な人権侵害である」、「税金の無駄遣い」、「国際的動向」などが示されている(講義前のアンケートは以上のみである)。

講義後のアンケートでは、「講義を通じて死刑制度に対するイメージが変わりましたか?」について、「変わった」が 37 名(56.9%)、「変わらない」が 26 名(40.0%)であった(無回答 2 名。回答は1つのみ)。そして、「講義を受けた後の、死刑存廃に関する自身の見解を選択してください」(回答は1つのみ)については、「死刑は廃止すべきである」とするのが 31 名(47.7%)で、「死刑制度の存続もやむをえない」が 26 名(40.0%)、そして「わからない・一概に言えない」が 12 名(18.5%)であった。「死刑制度の存続もやむをえない」と「わからない・一概に言えない」が若干減少し、「死刑は廃止すべきである」が若干増えている。他方で、死刑制度に対するイメージの変化の割合からすると、存廃に対する意見自体というより、死刑制度や死刑存廃に関するイメージの内容が変化したと感じた学生が多かったといえるのかもしれない。廃止すべき理由として、講義前と同様の理由のほか、誤判の可能性の存在や講義内容に触れるものがあり團藤理論や裁判員裁判との関係をあげるものが存在した。「存続やむなし」の理由として、講義前と同様の理由のほか、「えん罪を防ぐ方法があれば死刑にてもよいのではと思うから」などもあげるものがあつた。また「わからない」理由としては、「90 分では判断は困難」、「今回の講義内容に触れてさらに考えるべきと思った」などがあげられた。

(2) 終身刑が導入された場合について

「将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか。それとも、状況が変われば、将来的に死刑は廃止してもよいと思いますか。」(回答は1つのみ)については、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」が 40 名(61.5%)と大多数であった。これに対し、「将来も死刑を廃止しない」は 13 名(20.0%)、「わからない」が 10 名(15.4%)であった。

この設問と関連して、「現在、死刑の次に重い刑は、一生刑務所には入らなければならない『無期懲役』ですが、仮釈放される場合があります。仮釈放される場合がない、いわゆる『終身刑』は、現在の日本にはありません。もし、仮釈放のない『終身刑』が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思いますか、それとも、『終身刑』が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか」(回答は1つのみ)という設問も課した。これについては、「死刑を廃止する方がよい」が 32 名(49.2%)、「死刑を廃止しない方がよい」が 23 名(35.4%)となっている。将来の死刑廃止の主な条件の1つとして、仮釈放のない『終身刑』が想定されていることがわかる。

(3) 裁判員としての行動・判断

「あなたが裁判員として関与した事件は、あなたが個人的に量刑として死刑はやむを得ないと考えるものでした。その場合、判決を決める場(評議・評決)で、どう行動しますか」という設問(回答は1つのみ)については、ほぼ半数が「まずは死刑自体には慎重な意見を示し、その後は結論に従う」とした(31 名・47.7%)。これに対し、「死刑意見を積極的に説明する」は 5 名(7.7%)、「制度である以上仕方ないので死刑に賛成する」は 19 名(29.2%)、そして「死刑には反対する」は 7 名(10.8%)であった。死刑制度そのものに関する意見の分布と異なり、現実の判決言い渡しを前提とするとは慎重に行動するという意見が多いといえる。

(4) 團藤重光博士の見解に対する反応

講義で紹介・検討した團藤重光博士の見解に対しては、「部分的には賛同する」が 38 名(58.5%)と過半数であった。「全面的に賛同する」は 19 名(29.2%)、「まったく賛同できない」は 1 名(1.5%)であった(「よくわからない」・「無回答」はそれぞれ 4 名)。昨年度の講義では全面的賛同が 4 名(8.2%)であったことを比べると、その変化の度合いは大きい。講義内容や伝え方に工夫した(ただ文面を見せるだけでなく、こまめにまとめながら説明したなど)の影響があるのかもしれない。講義後の死刑存廃についての意見の根拠として團藤重光理論をあげるものが多くなったこと背景としても、この点をあげることができよう。

(5) 分析

アンケート結果の特徴として、講義の内容や質問の条件設定(終身刑の導入)などとの関係で、回答結果の変動が一定みられることをあげることができる。死刑存廃に関する専門的見解も踏まえて、あえての批判的検討を行い、悩み考えてもらうという講義の目的は一定程度達成できたという評価も可能であろう。

また、回答結果は、設定された条件との関係で死刑の存廃についてしっかりと検討する学生が多いこと、團藤重光理論を含む他者の見解に触れたことを契機に死刑存廃について真剣に考えている学生の割合が高いことを示唆するものといえる。その意味では、死刑に関する教育内容は、学生の死刑に対する意識や見解を大きく変える可能性を有しているといえる(團藤重光理論に対する反応が昨年度と今年度で大きく違うことはその例といえる)。時間の余裕があれば、死刑存置論も同様に提示・解説すればどうなるかなどの検証も行う必要もあるう。

■ 死刑制度と団藤重光

- 団藤重光（だんとう・しげみつ 1913~2012）
- 戦後日本の刑法学・刑事訴訟法の基礎を作った法学者。元・最高裁判事。東京職参与。
- 膨大な数の著作を残している中、『死刑廃止論 第6版』（有斐閣、1991年）



- 団藤が「死刑廃止」を考えるようになったきっかけ？
- 団藤が指摘する死刑制度上の問題と現実。
- 「死刑」をめぐる「価値観」ではなく、「死刑制度」をめぐる見解を客観視・可視化・共有すること。

- ① 団藤の来歴を簡単に紹介する。
- ② 本講義を通じた全体的な目標が、とくに（団藤が指摘する）死刑制度をめぐる問題点・実情、また死刑制度をめぐる様々な見解を客観的に理解し、説明できるようになることにあることを確認する。

■ 死刑の位置づけとその対象

刑法9条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を不可刑とする。

- ① 財産刑：罰金（1万円以上）、科料（千円~1万円未満）
- ② 自由刑：懲役（1月~20年・無期）、禁錮（1月~20年・無期）、拘留（1~29日）
- ③ 生命刑：死刑

→日本の刑法上では次のような犯罪が「死刑」になり得る

例) 殺人罪(199条)、強盗致死・強盗殺人罪(240条後段)、強盗強盗致死罪(241条)、外患誘致罪(108条)など

→18歳以上の者による犯罪が対象 ※少年事件を含む



死刑基準のひとつの考え方として「永山基準」
①犯行の罪質②動機③態様（殺害方法の残酷や残虐さ）④結果の重大性（殺害された被害者数）⑤遺族の被害感情⑥社会的影響⑦犯人の年齢⑧前科⑨犯行後の情状
総合的に考慮してやむを得ないと判断された場合
『永山事件』（裁判昭和58年7月9日）

- ① ここではまず日本の刑罰制度を概観し、とくに死刑が極刑であること、死刑の次が無期懲役であること（無期懲役の実態を含めて）を確認する。
- ② 『絞架図』説明時、江戸~明治期に人権配慮の観点から死刑執行方法が変化したこと等を示しながら、「被告人の人権」という視点を投げかけてもよい。さらに現代では、『絞架図』自体が非常に古い規定であるため、絞首刑にも「被告人の人権」配慮から問題が指摘されていることも付け加える。
- ③ 時間的に余裕があれば、応用として現在死刑の判断基準のひとつとされている「永山基準」を紹介してもよい。

■ 死刑と裁判員裁判

● 裁判員裁判の対象事件●

- ① 死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪にかかわる事件
- ② 故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪にかかわる事件

例) 殺人、強盗致死傷、現住建築物等放火罪、危険運転致死罪

私たち国民（誰も）が死刑判決を下す可能性があるということ

実際に...

- 2015年12月、初めて裁判員裁判で死刑を言い渡された死刑囚に執行。
 - 前年（2014年2月）、裁判員経験者の有志約20名が、裁判員への刑場公開などの情報開示が進むまで、死刑の執行を停止しよう法務省に要請していた。
- 「十分な理解がない中で究極の判断をしなければならず、裁判員裁判による死刑確定者が執行された場合、裁判員の苦悩は極限に達する」と訴えていた。（毎日新聞2015年12月18日）
→「死刑」のイメージはあっても、「死刑」制度の何たるやを知らないまま「死刑判断」を下すジレンマが浮き彫りに。

- ① 裁判員裁判では、死刑・無期懲役に該当する罪の事件が審議対象となることを確認し、一般市民が死刑判決を下す可能性のあることを（強く）示す。
- ② 一方、裁判員経験者たちからは、多くの一般市民が死刑制度を十分に理解していない現状のまま死刑判断を下すことに、強い違和感を表す声が上がっていることを紹介する。

■ 裁判員制度の概要

- 有権者から選ばれた裁判員6名が、職業裁判官3名とともに裁判所を構成し、一緒に有罪決定と量刑を行う。

刑事裁判に大きな変化

公判前整理手続の実施
(迅速化のための争点と証拠の絞り込み)

(裁判員裁判の実際)

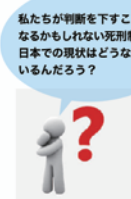
	2009	2011	2013	2015(1~3月)
公判前整理手続	2.8ヶ月	6.4ヶ月	6.9ヶ月	7.4ヶ月
審理日数	3.7日	6.2日	6.1日	9.9日
開廷回数	3.3回	4.1回	4.5回	4.7回
評議時間	6時間37分	9時間24分	10時間30分	12時間31分
評決率	53.1%	59.1%	63.3%	67.1%



- 加えて、
- 守秘義務
- 精神的ショックを伴うような「証拠」とメンタルヘルス

■ 「国民の司法参加」をめぐる議論

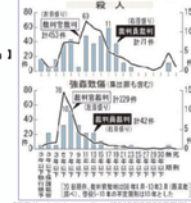
- 裁判官が有罪だと思っても、裁判員の多数が無罪と考えた場合は裁判官は無罪と判断しなくてはならない場合もあるが、それは「司法権の独立」に抵触しないか？
- 法律の「シロウト」が選じた法廷で裁かれる場合、被告人にとって「裁判を受ける権利」に問題はないか？
- 望んでいないにもかかわらず裁判員に選ばれた場合、「意に反する苦役」にならないか？



【参考① 裁判員の選別と「裁判を受ける権利」】
一審が裁判員裁判と通常裁判の判決結果の割合



【参考② 裁判官と裁判員の量刑判断の傾向】
裁判官と裁判員の量刑判断の傾向

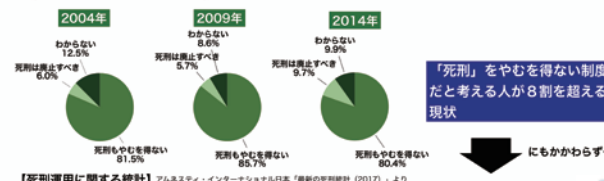


- ① ここでは裁判員制度をめぐる憲法上の議論として、[第76条3項・裁判官職権行使の独立][第32条・裁判を受ける権利][第18条・意に反する苦役からの自由]から指摘される問題3点を紹介する。条文は受講者各自に六法で調べさせる。
- ② ①の補足説明として、[第76条3項][第32条]には本ページ【参考①②】のグラフを、[第32条]には2013~16年に争われた「福島・元裁判員ストレス訴訟」をそれぞれ用いるとよい（前ページで示した守秘義務・メンタルヘルスをめぐる裁判員の負担問題とも関連）。

■ 死刑の実際をどこまで知っているか？

刑事訴訟法475条 ①死刑の執行は、法務大臣の命令による。 ②前項の命令は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならぬ。

【死刑に対する内閣府の世論調査】内閣府「基本的人権に関する世論調査」（『世論調査報告書』平成16年度、21年度、26年度）より

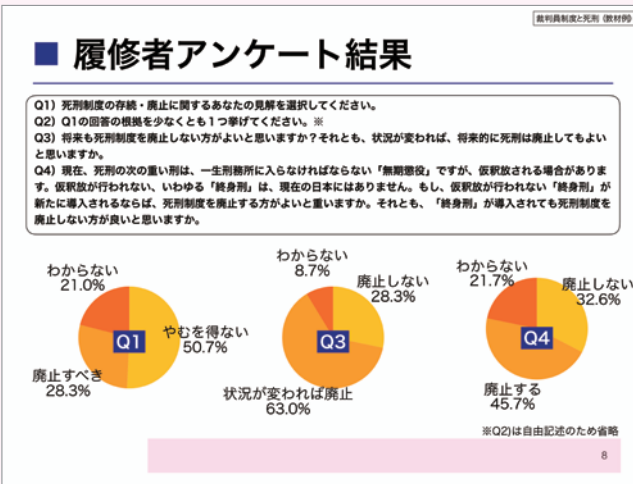


【死刑運用に関する統計】アムネスティ・インターナショナル日本「裁判の公開状況」(2017)より

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
執行者数	7名	8名	3名	3名	3名	4名
確定者総数	133名	130名	129名	126名	129名	123名

執行されないのはなぜ？
「機能しない」背景？
実際の死刑制度の問題点？

- ① 円グラフを見ながら死刑に対する世論意識に注目する。概ね8割以上の人が死刑を「やむを得ない制度」と認識していることに触れながら、受講者による事前アンケート結果（8ページに掲載）と対比し、受講者の関心を喚起する。前ページまで理論的な話が続いたため、ここでは学生にリラックスしながら表を見てもらう。
- ② 次に死刑運用の統計表に注目する。刑事訴訟法上の規定と死刑運用の実態（執行の遅滞）に齟齬が見られることを指摘し、なぜこうした事態が生じるのか？多くの人が死刑を「やむを得ない制度」と考えても、死刑制度の運用には何かしらの限界があるのではないか？という、本講義の核心的な問いにつなげる。



①前ページの①と同時に利用する。



①死刑囚の処遇や執行の実際について説明する。執行の実際については、写真とともに刑場公開に関する動画を併用すると、受講者の関心喚起および理解促進に効果的である。

■ 死刑存廃をめぐる議論

Q.下表は、死刑制度を存置すべきとする根拠を列挙したものだが、日本では死刑制度の廃止を唱える声も多い。では、廃止の立場からはどのような反論が展開されているか考えてみよう。それぞれ存置の根拠に対応するように、ワークシートに記入してみよう。

死刑存置の立場から	死刑廃止の立場から
●人を殺したものは、自らの命をもって罪を償うべき。目には目を。	
●極悪非道な犯人には死刑を科すべきであるとするのが、国民の一般的な法的確信である。	
●最高裁判所の判例上、死刑は憲法にも適合する刑罰である。	
●誤判が許されないことは死刑以外の刑罰についても同様である。	
●死刑の威嚇力は、犯罪抑止に必要。	
●被害者・遺族の心情からすれば、死刑は必要。	
●凶悪な犯罪者による再犯を防止するために死刑は必要である。	

①ここでは、死刑存置の立場による主たる根拠に対して、死刑廃止の立場からそれぞれどのような反論が可能か、実際に受講生に考えさせる。主観ではなく、客観的な批判思考の実践訓練を目的とするため、あえて死刑存置の立場による根拠のみ記載している。

②時間的な余裕に応じて、受講生に空欄部分を埋めてもらい(グループワークでもよい)、発表することを通じて、思考の可視化と共有を図る。時間が足りない場合は、とくに③④に重点を置いて回答させる。

③教員やTAが巡回し、受講生に適宜アドバイスを与えて議論を促す。

④死刑廃止の立場から予想される反論例は、それぞれ次のようなものがある。

- ①死刑は野蛮・残酷なため廃止すべき。
- ②死刑廃止は国際的潮流である。
- ③「残虐な刑罰」(憲法第36条)に該当するため廃止すべき。
- ④誤判があれば取り返しがつかない。
- ⑤死刑による犯罪抑止の効果は疑わしい。
- ⑥犯人には被害弁償をさせ、生涯罪を償わせるべき。
- ⑦更生の可能性があるため。

■ 団藤「死刑廃止論」のきっかけ

(『死刑廃止論』より)

- 最大の理由は、今までは理論の問題として頭で考えていたことを、実際の生の事件について身をもって心で痛切に感じるようになった…まして死刑事件になると、いまさらながら事実認定の重さに打ちひしがれる思いだった
- 最高裁判所に在籍中、記録をいくら読んでも、「合理的な疑いの余地がある」とまでは到底いえないが、しかし絶対に間違いないかという、一抹の不安がどうしても拭ききれない事件…

いよいよ宣告の日…我々が退廷する時に、傍聴席にいた被告人の家族と思しき人たちが「人殺しっ」という罵声を背後から浴びせかけられ…裁判官は傍聴席からの悪罵くらいでショックを受けるようではダメだが…その声は今でも耳の底に焼き付いたように残っていて忘れることができない

①団藤が死刑廃止の立場に至った背景について、著書『死刑廃止論』からエピソードを抜粋して説明する。
 ②ほかにも、『死刑廃止論』の中で教員自身にとって印象深い一説を紹介してもよいだろう。

■ 「生命の尊重」と死刑制度

① 被告人の生命を法の名において奪うことが本当に正義の要請だと言えるだろうか

法において、人の「生命の尊重」を要求しながら、「生命を奪う」死刑を科することができるのか?

憲法31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない
 憲法36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

死刑が残虐かどうかは、国民感情が反映される。時代とともに変遷するもの。公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止が必要となる時代がきたら、死刑も残虐な刑罰として国民が否定する。(『死刑制度合憲判決』 最大判昭和23年3月12日)

①本講義では、団藤による死刑廃止論の根拠のうち2つ取り上げる。本ページでは1点目として、憲法上の「生命の尊重」と死刑制度の矛盾について考える。
 ②ここでは、憲法の条文や「死刑制度合憲判決」の詳細な説明よりも、ページ上部に示した団藤の着眼点を理解することに重点を置く。

■ 個々の「死刑相当」と死刑制度

② 個々の事件について死刑が相当かと言う問題と、死刑制度そのものの存廃とは次元が違うのではないか。

疑いの余地がなく、人間の感情から死刑が当然と思うことと、制度を運用することで生じる「誤判」の問題

①団藤による死刑廃止論の根拠のうち、2点目として死刑をめぐる誤判の危険性について考える。
 ②本ページは、「死刑相当」という主観的認識と、制度的限界としての「誤判」の区別を明確にすることが目的である。
 ③受講生の中には、「誤判の危険性は死刑に限らないから死刑廃止の直接的根拠とならない」と考える者もいるだろう。次ページのポイントとなるため、受講生からの反応がない場合には、この点について教員から呈示しても良い。その上で、死刑が生命を目的とする「絶対的刑罰」であることを確認することが重要である。

舞鶴工業高等専門学校での講義内容とその分析

National Institute of Technology, Maizuru College

舞鶴高専では、12月15日(金) 14:25から90分間にわたり、約80名の学生を対象に「『死刑存廃論』を『考える』—團藤重光理論とその検討」と題する講義を行った(このほかに、40名程度で構成される2クラスに対して、同内容の講義を実施した)。

内容は、先行して行われた龍谷大学の講義を土台として構成したが、対象学生が法学部生ではないことを考慮して、説明を簡略化し、表現を平易なものにするよう心がけた。

講義前後における学生の意識の変化は、下に示す円グラフに見てとれる。死刑について「存続はやむをえない」との回答は、講義前後で59%から47%へと減少し、「廃止すべき」との回答は17%から23%に増加している。また、「講義を通じて死刑制度に対するイメージは変わりましたか?」との問いに対しては、「変わった」が65%、「変わらない」が35%となっており、6割強の学生が、講義の影響で死刑制度に対する見方を変えたことがわかる。なお、アンケートの自由記述を見てみると、死刑制度の問題点として、講義で強調した誤判の可能性を指摘するものが多かった。しかしその一方で、決定的な証拠が示されるなど誤判の可能性がない場合に、死刑廃止論の根拠が説得力を持たないのではとの疑問も複数記されていた。また、死刑存置を支持する側からは、被害者感情を根

拠とする回答が目立つ結果となった。

昨年度の講義と比べると、昨年度のアンケートにおいて「講義を通じて『死刑制度』に対するイメージが変わりましたか?」との問いに対する回答はYESが43.9%、NOが56.1%であったのに対し、今年度は「変わった」が65%、「変わらない」が35%となっており、数字上は今回の方がより多くの学生に影響を与えたといえる。ただし、講義の参観者からは、昨年度よりも学生の反応が希薄であったとのコメントを頂戴した。その原因は、一つには龍谷大学との講義内容の統一を図るあまり、適度な余談や解説を省くなど、全般的に淡白な構成になってしまったこと、さらに本講義の前提として講義の中で裁判員制度や刑事法を扱う時間を、昨年度の半分程度に圧縮したことが挙げられるだろう。また、受講者が多かったこともあり、学生が主体的に議論を交わす場を設けることができなかった点も改善の余地がある。

死刑制度のイメージをめぐって、6割強の受講者が何らかの影響を受けたという事実は、本講義の有効性を示すものといえる。今後、講義の効果をさらに向上させるためには、受講者の理解度・前提知識に応じた柔軟な講義の展開と、グループワーク等を通じた議論や、これによる理解の定着が望まれよう。

■事後アンケートの結果

講義を通じて死刑制度に対するイメージは変わりましたか?の問いにおいて、「①変わった」「②変わらない」と選択した理由を簡潔でもいいので述べてください。

①「変わった」

変更後の回答「①死刑は廃止すべきである」

- ・誤判があったとき、取り返しがつかないと思ったから。
- ・死刑は法の「生命の尊重」に準じていないという主張も賛同できるので、「無期懲役」でも十分なのではないかと思ったから。

変更後の回答「②死刑の存続はやむをえない」

- ・廃止すべきという團藤理論は正しいと感じたが、これは被害者側の立場の意見が反映されておらず、被害者のことを考えると必要であると考えため。

変更後の回答「③わからない・一概に言えない」

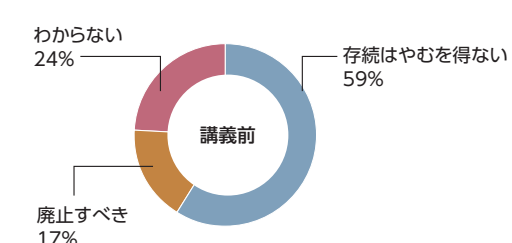
- ・誤判という問題がある以上、一概に死刑を存置することに賛成はできない。
- ・死刑は正しいとは思わないが、もし廃止するのなら、終身刑など死刑に変わる別の重い刑罰を導入すべきだと思った。
- ・誤判が無くならない限り死刑は廃止するべきだが、被害者感情や抑止力の面から、決定的な証拠がある場合には死刑にするべき。
- ・誤判の実例の例を見せてもらい、死刑があってもよいのかが分からなくなった。

②「変わらない」

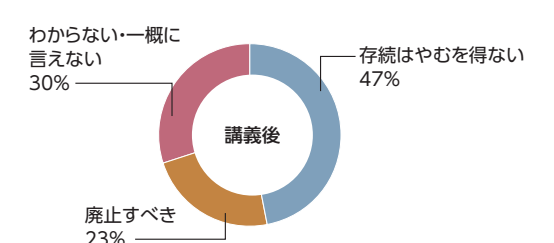
変更後の回答「②死刑の存続はやむをえない」

- ・死刑廃止論としての意見を少なからず理解はできる。しかし、被害者側の立場になったとき、やはり許せないと思う。

事前アンケート結果(2017年12月)



事後アンケート結果(2017年12月)



解説

- ①死刑をめぐる誤判の危険性について、飯塚事件を具体的事例として取り上げる。またその比較事例として足利事件を紹介する。
- ②事件の概要説明では、実際の DNA フィルム画像等をスクリーンで示しながら、受講生の関心を喚起するとよい(とくに理系学部生には効果的)。
- ③本ページを通じて、黄色枠内に示した誤判と死刑制度をめぐる問題3点の理解を目指す。とくに、①②は「誤判」それ自体の問題として、③は①②に起因する死刑制度の問題として相互関連的に説明する。
- ④なお、團藤による死刑廃止論の最大の根拠は、誤判の危険性であったことも付け加える。

14

■死刑存廃をめぐる様々な視点

●取扱えなかった「死刑制度」をめぐる存廃議論の論点●

履修者の皆さんからの意見として

- ・ 疑いの余地がない事件→「誤判」の可能性がない場合
- ・ 社会生活上の抵抗感→終身刑の導入可否
- ・ 死刑囚の生活を維持するための国民の「経済的負担」
- ・ 凶悪犯の「更生」可能性への疑問
- ・ 死刑制度を取り巻く国際的風潮 など



➡個人の「生命を尊重」するために、近代的な法(憲法)が定められた経緯を思い出すとき、たとえそれが加害者であっても、法が生命を尊うための法律を定めることには、国民感情(倫理面)や誤判問題(リスク)以上に、理論的な問題があるのではないかと改めて問います。裁判員になる可能性があるあなたは、どう考えますか?

15

■より深い思考のために

書籍や雑誌でしらべる

- ・ 団藤重光『死刑廃止論 第6版』(有斐閣・2000年)
- ・ 村井敏邦『裁判員のための刑事法ガイド』(法律文化社・2008年)
- ・ 福井厚(編)『死刑と向き合う裁判員のために』(現代人文社、2011年)
- ・ 「特集 死刑の論点」『法学セミナー』732号(2016年)

インターネットでしらべる

- ・ 一般社団法人 裁判員ネット
(HP) <http://www.saiibanin.net>
- ・ 日本ソーシャル・ジャスティス・プロジェクト
(HP) <https://www.crimeinfo.jp>

- ①非法学部生であることを考慮し、一般～専門向けの幅広い難易度の書籍・雑誌を紹介するよう努める。
- ②より身近な学習手段として、インターネットや映像資料を積極的に活用するとよい。

帯広畜産大学での講義内容とその分析

Obihiro University of Agriculture and Veterinary Medicine

帯広畜産大学では2016年度に引き続き、裁判員制度の基礎知識および犯罪・刑罰をめぐる多様な価値観への理解を深めることを目的として、「死刑と裁判員制度 ― 團藤重光博士から考える」と題する講義を実施した(帯畜大オープンセミナーと共催/2018年1月18日)。この講義は、一般教養科目として「法学」を履修する理系学部(畜産学部、獣医学部)の1・2年生を対象としているため、法理論の詳細な解説よりも、制度の概要やその問題点への理解を深めることに重点を置いた。具体的には、裁判員制度の概要と死刑との関連、また日本における死刑判決の推移や執行状況、死刑囚の処遇、執行の実際等を統計・映像資料を通じて理解し、死刑をめぐる主な論点として、①死刑と憲法36条「残虐な刑罰」との関係、②科学的証拠の不確実性による誤判の危険性について取り上げ、グループワークを通じて学生が主体的に考えることができるよう講義を構成した。

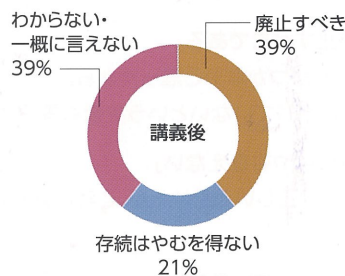
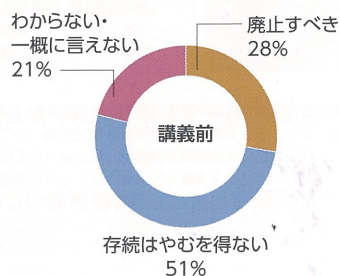
講義前後における学生の見解の変化は、下の円グラフに見てとれる。死刑の存廃に関して実施したアンケートによれば、「死刑を廃止すべきである」とする回答は、講義前は28%であったのが、講義後には39%と約10ポイント増加し、反対に「死刑の存続はやむを得ない」とする回答は、51%から21%へ大幅に減少した。他方、「わからない、一概に言えない」と答えた学生が、講義前の21%から講義後には39%に増加した点は注目される。そのように回答した学生の自由記述のコメントには、例えば「講義を受ける前は、どのように死刑が行われるか考えずに死刑を存続すべきと思っていたが、刑場や執行の実際を知り心が痛んだ」、「被害者(遺

族)を考えれば死刑制度はやむを得ないように思う反面、團藤先生の『死刑廃止論』のように現状として反論可能な制度のもとで議論がある間は命をもって償わせる刑罰を行うべきではないのではないか」、「犯罪者にも家族がいて、彼らからすると死刑も“人殺し”と同じなのかもしれないと考えた」等、すぐに結論を出せない苦悩や戸惑いが多数見られた。

また「講義を通じて死刑制度に対するイメージが変わったか?」との問いに対しては、「変わった」と答えた学生は75%、「変わらない」と答えた学生は25%であった(2016年度は同様の質問に対し、「変わった」44%、「変わらない」56%との回答を得た)。とくに、死刑の存廃に関する見解のアンケートで「わからない、一概に言えない」と回答した学生のうち、「死刑制度のイメージが変わった」と答えた学生は84%にまで上った。このポイントと併せて、「わからない、一概に言えない」と回答した学生の多くが、講義前には「死刑の存続はやむを得ない」と回答していた点を鑑みれば、本講義は学生たちに対して、死刑制度をめぐる諸問題を考えるきっかけとして一定の役割を果たせたものと評価できよう。

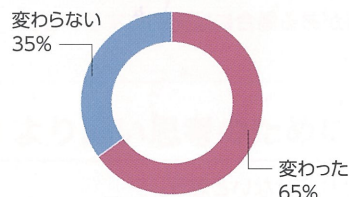
本年度は2016年度の反省を踏まえ、講義構成として映像資料の活用やグループワークによる学生参加型の能動的な学修機会を採り入れた。この結果、2016年度よりも学生の講義に対する反応はかなり改善された印象がある。受講者数や講義室の形態にもよるが、死刑制度を扱う講義では、結論を急がず、なるべく多数の意見を可視化し、認識の共有を受講生全体で図る機会を設けることに配慮することが最も重要といえよう。

Q1.死刑存廃に関する自身の見解を選択してください。

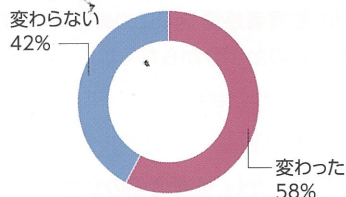


Q2.講義を通じて死刑に対するイメージは変わりましたか?

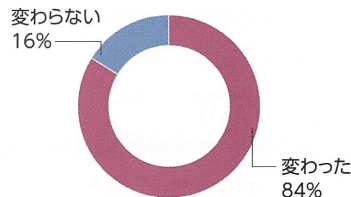
Q1で「廃止すべき」と答えた人



Q1で「存続はやむを得ない」と答えた人



Q1で「わからない」と答えた人



おわりに

実際に講義で使用した教材については、龍谷大学 矯正・保護総合センターHP (<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>) にて公開しているので、適宜ダウンロードするなどして利用に供していただければ幸いです。当該教材を用いて授業等を行った場合は、今後の参考のため、可能であればその成果や感想などを研究代表 畠山 ryo-ma@law.ryukoku.ac.jp までお知らせいただけたら大変ありがたい。なお、昨年度に同様の趣旨から作成したリーフレットも公開している (http://rcrc.ryukoku.ac.jp/dandoubunko/pdf/seasonal_report.pdf) ので、合わせて参照されたい。



龍谷大学
矯正・保護総合センター



昨年度作成の
リーフレット